

乳児用食品の表示基準に係るパブリックコメントの結果について

平成24年 3 月 28日

消費者庁食品表示課

乳児用食品の表示基準に係るパブリックコメントについて、平成24年1月27日から平成24年2月26までの間、消費者庁ホームページ等を通じて、御意見を募集したところ、合計69通（のべ132件）の御意見をいただきました。

なお、いただいた御意見については、その内容に応じて項目（下記1.～6）ごとに、現時点における回答の考え方をお示ししましたが、後日、消費者庁ホームページにて、いただいた御意見の全文及びその各御意見に対応する回答について公開する予定です。

I. 意見公募期間及び提出方法：

- (1) 意見公募期間：平成24年1月27日から平成24年2月26日
- (2) 意見提出方法：郵送、FAX又は電子メール

II. 結果概要：総数 計69通（のべ132件）

<項目>

1. 乳児用食品の規格基準が適用される食品に対する表示に関する全般的な御意見（11件）
2. 省略規定に関する御意見（13件）
3. 紛らわしい表示の禁止に関する御意見（7件）
4. 経過措置に関する御意見（5件）
5. 乳児用食品の定義や対象範囲に関する御意見（14件）
6. その他の御意見（82件）
 - ・ 乳児用食品に係る表示以外の表示に関する御意見（24件/82件）
 - ・ 放射性物質の基準値や検査体制等に関する御意見（43件/82件）
 - ・ 生産・流通規制、賠償、補償に関する御意見（6件/82件）
 - ・ 放射性物質の規制に関するその他の御意見（4件/82件）
 - ・ 国の情報提供に関する御意見（4件/82件）
 - ・ 乳児用食品の規格基準に関する御意見（1件/82件）

1. 乳児用食品の規格基準が適用される食品に対する表示に関する全般的な御意見

- 表示については、誰が見ても分かるよう表示の書き方は1つにまとめるべき!!! 紛らわしいことになるのは目に見えてる。
- 義務表示とする場合には、表示場所は一括表示欄に拘らず、表示文は分かりやすく簡易なものにすべきである。
- 紛らわしいものを区別するために、文言もありがたいですが、何か目立つ、マークのようなものがあれば、一目でわかり、これはどうかな、と考えないで済むので、助かります。
- 【乳児用規格適用】の表示を、名称の前または上部に記載するよう、一律に規制すべき。理由：消費者が購入時に食品、粉乳、お菓子など、種類に関係なく、【乳児用規格適用】と名称の前や上部に表示の記載が一律にあると、購入時に確認がしやすいため。母親自身が買い物に行けず、商品に疎い父親や祖父母、第3者が買い物に行く場合でも名称の前に一律に【乳児用規格適用】と文言が表示していれば、似たり寄ったりの表示パッケージの商品を間違えて買うこともなく、買い物をスムーズ行うことができる。
- 例:1 【乳児用規格適用】 名称:飲料水 例:2 【乳児用規格適用】 名称:調整粉乳 例:3 【乳児用規格適用】 名称:焼き菓子
- このように名称の前に【乳児用規格適用】と表示があるだけで確認や判断がしやすい。
- 省略規定に該当しない食品における表示は、放射性物質規制（乳児用）に該当する食品であることがすぐ分かる表示で統一すべきである。案の表示例が3例（「本品は食品衛生法に基づく乳児用食品の規格基準が適用される食品です」「乳児用規格適用食品」「乳児用規格適用」）示されているが、この表現では放射性物質の基準値が乳児用食品には一般食品より低い基準値を適用する食品であることはわからない。
- 表題についての意見ですが、今現在、利用させていただいているお菓子は「お子様せんべい」といい、「離乳食を始めたころの赤ちゃんでも利用できる」と表記してありますが、「ベビーフード」「〇ヶ月から」などの表記はありません。赤ちゃんから大人までといった表現で書かれており、名前も「お子様せんべい」ですからおそらく多くの方が子供向けに作られたものだと判断すると思います。こういった商品も、乳児用食品の規定を満たしていないものは、「赤ちゃんでも食べられる」などの表現を改める、もしくは基準を満たすような商品に変えるなど、厳しくしていただきたいと思います。省略できる食品にはすべて統一で「ベビーフード」という表示をつけていただけると消費者も判断しやすいと思います。赤ちゃんでも食べられるという商品が100ベクレルまで汚染されていても大丈夫と流通されてしまっているのは怖いのです。表示があやふやな商品は手に取らなくなると思います。
- 消費者の選択に資するような表示の工夫は必要であり、消費者庁は、食品製造業、流通、販売業者および事業者などに対して適切な指導やガイドラインを示すことは大切であ

る。しかし、義務表示としての表示については課題があり、さらなる慎重な検討が必要だと考える。

- 「乳児用規格適用食品」と表示すると、ベビーフードとしては不適格な商品（月齢などが合致していない）を、乳児用だからと勘違いして赤ちゃんに食べさせ、たとえば喉づまりなどの危険にさらしてしまう可能性がある。
- 乳児用食品と記載していなければ、乳児は食べないと判断することができるか。
例) はちみつやこんにゃくゼリーへの乳児の注意表示は不要と考えて良いか。
- このたびの乳児用食品に係る表示基準の設定については、厚生労働省の基準にまだ不確定要素が多数ある中、消費者庁で表示基準ができるという情報だけが先走り、混乱を招いたことは否めない。一般消費者だけでなく食品等の事業者でも、食品衛生法に基づく基準と、表示基準を混同しているケースが見受けられた。適用範囲の詳細な具体例とその表示方法、禁止事例など細かい点について早急にすり合わせていただき、消費者庁と厚生労働省合同の Q&A など一般消費者にもわかりやすいように説明していただきたい。
- 一般食品でも乳児の喫食頻度が高い加工食品には使用実態に合わせた区分や表示を今後、作ることはあるのか。(注：規格基準関係については再掲)

〈回答〉

厚生労働省が策定した食品中の放射性物質の新基準値では、乳児用食品に一般食品より低い基準値が適用されます。

しかしながら、商品によっては、外見上消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができない場合が想定されることから、消費者が食品を購入する際にその食品が乳児用食品又は一般食品のいずれの基準が適用されるものであるかを判別した上で商品選択ができるよう、厚生労働省の規格基準策定を踏まえて乳児用食品に係る表示基準を策定するものです。

表示は、乳児用食品の規格が適用される食品である旨が明確に伝わる表現を用いて容器包装の見やすい場所に行う必要があると考えています。

なお、容器包装の形態や表示スペース等の個別の事情もあることから、乳児用食品の規格が適用される食品である旨が明確に伝わる表現であれば、必ずしも表現を統一する必要はないものとの考えから、「乳児用規格適用食品」や「乳児用規格適用」という表示も問題ないものとして考えています。

したがって、乳児用食品の規格基準が適用される食品に対する具体的な表示例については、原案どおり、以下の3例の表示とすることを考えています。

- ・「本品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」
- ・「乳児用規格適用食品」

- ・「乳児用規格適用」

なお、具体的な表示例等については、今後、通知やQ&A等で明確にしていく予定です。

2. 省略規定に関する御意見

〈省略規定に反対する御意見〉

- 概ね賛成するが、省略規定は反対である。乳児用食品であって規制値に適合している食品である旨表示した方が、消費者のみならず事業者にとっても、利益である。省略することにより利益を得る者は誰もいないと考える。
- 省略はせず、全ての対象となる商品に表示義務を一律させてほしいです。理由は、賞味期限が長い商品は旧基準のものと新規格基準で作られたものが同時にまたは区別なく陳列される可能性があるからです。在庫として出荷されているのか、新基準であるのかが、消費者の側から区別しがたいです。そうした混乱を防ぐためにもまずはきちんとした表示の徹底をさせるべきだと思います。
- 改正の概要の「省略規定」については反対です。消費者の立場から見ると、商品にしっかりと「規格適用」の旨が表示されていることが商品選択の上で非常に重要であり、それが安心に繋がります。また、「紛らわしい表示の禁止」という観点からも、規格が適用される商品についてはきちんと表示することが、紛らわしい商品の防止に役立つと思います。
- 意見 乳児用規格基準適用であるとの表示の省略を認めるべきではない。
理由 本提案では、乳児の飲食に供することを目的として販売するものは、商品によっては、外見上消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができないことから、消費者が食品を購入する際にその食品が乳児用食品又は一般食品のいずれの基準が適用されるものであるかを判別したうえで商品選択ができるよう、厚生労働省の規格基準策定を踏まえて乳児用食品に係る表示基準を設定することを予定する一方、商品に付されている表示等から、当該商品が乳児用食品の規格基準が適用される食品であることが明らかなものについては、表示を省略できることとするとしている。しかし、消費者の認識能力には、相当の幅があるのであり、一般的に乳児用食品と分かると考えられる商品であっても、万人が分かるわけではない。微妙な商品もありえる。従って、乳児用規格基準適用であるとの表示の省略を認めてしまうと消費者の商品選択に混乱が生じると考えられる。また、一部の業者は、乳児用食品の規格基準が適用されない食品に、乳児用食品と紛らわしい表示をして、一般食品なのに放射性物質の規格基準の厳しい乳児用食品であると消費者に誤認させることが考えられる。本提案では、紛らわしい表示の禁止も提案されているところであるが、乳児の飲食に供することを目的として販売するもの全てに表示をすることにすれば、乳児用食品とそうでない一般食品を明確に区別できて、紛らわしい表示をしにくくなると考えられる。このように、消費者の商品選択の混乱を避け、紛らわしい表示の発生を防止するため、表示の省略を認めるべきではない。
- 「2. 省略規定」は、無い方がいいと思います。乳児用食品には全て表記を義務付けたほうがわかりやすい。「3. 紛らわしい表示の禁止」とありますが、微妙な表記はどうし

でも出てくると思うので、乳児用食品は全て表記を義務付けるのが妥当だと思います。

- 1.できる限り略さないこととする 2. 乳児用製品とあきらかな場合でも、確認のために表記は有効であるので、短い文言でも入れるべき
- マークをつけることと決めるならば、例外を持たせるのは流通業者にとっても混乱の元になると思います。また万が一、放射線量が乳児用規定でないものが、紛らわしい商品名を付けて出回った場合、消費者が間違ふ可能性があると思います。

〈省略規定に賛成する御意見〉

- すでに、一般的に乳児用食品であることが明確なものは、あえて新たな表示は行わないこと（省略規定）は、賛成である。

〈省略規定の対象範囲に関する御意見〉

- 省略規程の中に「〇ヶ月齢から」との表示例があげられていますが、例えば” 幼児向けおかし” とした場合もこの事例と同等と判断されるのでしょうか？
- 「離乳食を始めたら」という表示も省略規定の対象となることを Q&A で明確にされたい。
- 乳児にも好適である旨の表示がされている食品が乳児用食品となる場合には、乳児にも好適である旨の表示があれば省略規定の対象となると解して良いか。
- 参考資料「乳児用食品の規格が適用される食品に対する表示」の中で、省略規定の具体例が数例挙げられているが、以下のような事例も同様と考えてよいか。もっと具体的な事例を Q&A などにまとめ、早急に公表していただきたい。
 - (1)「乳児の月齢範囲を含む対象月齢が表示されている食品」とは、商品の正面などに対象月齢が表示されているものだけか。商品特長などで「生後〇か月頃から使えます。」といった表示をしているものも含まれるのか。
 - (2)「ベビーフード」との表示が付されている食品と同様に、「ベビー飲料」「乳幼児用飲料」といった表示が付されている食品も省略規定にあたりと判断してよいか。
- 月齢表示を「12か月ごろから」としている商品は「乳児の月齢範囲を含む対象月齢を表示していることになりますか。（乳児用規格適用食品の表示を省略できますか。） 「ベビーフード」とは記載しておらず、「ベビーデザート」「ベビージュース」というような記載があるものでも、表示省略可能な商品と理解して宜しいでしょうか。

〈回答〉

乳児用食品に係る表示基準策定の目的は、外見上消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができないと考えられる商品について、消費者が食品を購入する際にその食品が乳児用食品又は一般食品のいずれの基準が適用されるものであるかを判別した上で商品選択ができるようにすることにあります。

このため、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものについては、本表示基準に基づく新たな表示は不要との考えのもと、以下に示す食品については本省略規定が

適用される食品と考えられていたところです。

<パブリックコメント時の省略規定の適用食品>

- ① 「(特別用途食品の) 乳児用調整粉乳」との表示が付されている食品
- ② 「〇ヶ月齢から」との表示が付されている食品
- ③ 「ベビーフード」との表示が付されている食品
- ④ その他、乳児向けであることが判別できる表示が付されている食品
(例：調整粉乳(フォローアップミルクなど)、特別用途食品のうちアレルギー除去食品及び無乳糖食品)

今般、厚生労働省により、乳児用食品の範囲に関して、『法に基づく規格基準において規定された「乳児用食品」の対象となる「乳児」の年齢については、児童福祉法等に準じて「1歳未満」をその対象とすること。』と定められたところです。

これを踏まえると、いわゆる「ベビーフード」については、乳児(1歳未満)も対象に含むものと、1歳以上の幼児だけを対象にするものとの2種類が存在するところ、「ベビーフード」との表示が付されているということだけでは、乳児(1歳未満)も対象に含む食品かどうか判別できない場合もあることから、「ベビーフード」との表示が付されているということだけで本省略規定を適用するのは適当ではありません。

したがって、本省略規定が適用される食品は、以下のものが適当と考えています。

<パブリックコメント後の省略規定の適用食品>

- ① 「(特別用途食品の) 乳児用調整粉乳」との表示が付されている食品
- ② 「〇ヶ月齢から」や「〇か月頃から」などのように乳児(1歳未満)を対象とすることが判別できる対象月齢の表示が付されている食品
- ③ その他、乳児(1歳未満)向けであることが判別できる表示が付されている食品
(例：調整粉乳(フォローアップミルクなど)、特別用途食品のうちアレルギー除去食品及び無乳糖食品)

なお、表示が省略できる場合に該当するかどうかについてのより具体的な事案については、今後、通知やQ&A等で明確にしていく予定です。

3. 紛らわしい表示の禁止に関する御意見

- 紛らわしい表示とみなされる食品の定義を明確にしてください。
- ①一口サイズの食品を単に小さいという意味で“ベビー○○(例；ベビーチーズ)”の商品名又は呼称により販売しているものが一部にあります。
- これらは一律に紛らわしい表示の禁止規定が適用されないよう明確にしてください。
- ②また、1歳未満の乳児を対象としていない可愛い子供やキャラクター等の絵の表示又は／及び商品名“こども○○”等のものも一部にあります。
- これらも同様に紛らわしい表示の禁止規定が適用されないよう明確にしてください。
- すなわち、“乳児向け”及び“赤ちゃん用”の文言表示がない又は／及び可愛い赤ちゃんの絵表示がなければ、紛らわしい表示の禁止規定の適用を外して欲しい。というのは、商品設計の見直し又は規定適合の容器包装とするための新デザイン開発が必要となり、結果としてコストアップの要因となり得ること、また小型容器包装における表示面積が狭く極めて困難なことからです。
- 乳児用食品と紛らわしい表示とはどのような表示か、具体的な例を示していただきたい。
- 「離乳食の終わった1歳ごろから食べられます。」と商品に記載した場合、乳児用食品と紛らわしいことになるのか。同様に「離乳食の終わった12か月ごろから食べられます。」は紛らわしいことになるのか。商品パッケージに使用したイラストによっては乳児用食品と紛らわしいととられることもあるのか。(例)赤ちゃんのイラスト、写真、アンパンマン、しまじろう、ディズニーのベビーラインなど乳幼児向けのキャラクターなど
- 「乳児用食品」と紛らわしいとみなされる恐れのある食品には「一般食品」との記載が必要か否か示していただきたい。菓子のポーロのように乳児が食べると容易に想像できる加工食品の場合、パッケージに何も書かなければ一般食品になるのか。
- 食品区分の意図を考慮するなら、50ペクレルをクリアしておくべきではないか。
- 貴庁の案では「乳児用食品の規格基準が適用されない食品に、乳児用食品と紛らわしい表示をしてはならないこととする。」とされているが、具体的にどのような表示が該当するのか不明である。そのため、食品表示に関するQ&Aなどで示すべきと考える。
- 以下のような事例は「乳児用食品と紛らわしい表示」にあたるか。また、以下のような具体的な事例をQ&Aなどにまとめ、早急に公表していただきたい。
- (1)対象者の年齢区分などを明記していない一般食品において、「赤ちゃんにも安心」「お子さまでも食べられます」などと表示している食品。
- (2)商品表示にはあたらぬ広告や店頭販促物において、「赤ちゃんにも安心」「お子さまでも食べられます」などと記載している商品。
- 仮に、上記2項の事例が「乳児用食品と紛らわしい表示」にあたりと判断された場合、日頃から乳児用食品の基準に適合するような管理体制を整え、その旨を公表していれば問題ないか。例えば、「1歳のお子さんに」と表示された食品を乳児用食品と同等の体制

で管理し、「当該食品は乳児用食品の基準で管理している」などと公表している場合など。

- 我が国では、平成19年に厚生労働省が定めた「授乳・離乳の支援ガイド」では離乳の完了期を12～18カ月とされており、ベビーフードもそれに応じて18カ月齢までの製品があります。これらの製品には日本ベビーフード協議会の定めた表示に関する自主基準により「ベビーフード」および対象月齢が表示されています。このたびの乳児用食品は1歳未満を対象としており、12カ月以上の月齢が表示された製品は「乳児用食品」に該当しませんが、この場合「ベビーフード」と表示した場合、紛らわしい表示として禁止事項に抵触するのでしょうか。見解をお聞かせ下さい。
- 紛らわしい表示とみなされる食品の定義を明確にして頂き、明らかに乳幼児用食品ではない場合は、紛らわしい表示の禁止規定が適用されないよう明確にしてください。弊社では、1972年から「ベビーチーズ」という商品を製造し、販売しております。この「ベビー」という意味は、当時「ホームサイズ」という商品（200gタイプ）を製造販売しており、ご家庭でカットする手間を省く為に、18g(当時)の一口サイズの商品を開発し、「ホームサイズ」の子供との位置付けで「ベビーチーズ」と名付けて販売致しました。現在、市場には弊社商品以外の「ベビーチーズ」も販売されており、消費者の方々には乳幼児食品ではない事を認知して頂いていると考えます。また、昨年秋に発売を開始しましたカルシウムを配合した「こどもスティック」がありますが、この商品も「ベビーチーズ」と同様の意味合いで商品名を付けております。両商品共に、乳児用食品と紛らわしいような文言や表示はしておりませんので、紛らわしい表示の禁止規定の適用から除外して頂くようお願いいたします。
- 省略できる明らか食品においては、「乳児用規格適用」等の表示を禁止することを求めます。

〈回答〉

消費者が商品を選択する際に、乳児用食品ではないものを乳児用食品と誤認することを避けるため、乳児用規格適用食品以外の食品には、乳児用規格適用食品である旨の表示を付したり、又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととするものです。

例えば、対象年齢が1歳以上の食品であっても、「ベビーチーズ」、「こどもスティック」等の標記については、この標記のみをもって、紛らわしい表示と見なされることはありません。

なお、どのような場合が紛らわしい表示にあたるのかについてのより具体的な事案については、今後、通知やQ&A等で明確にしていく予定です。

4. 経過措置に関する御意見

- 流通の実態に即した必要な経過措置をとり、混乱を避けるべきである（包材の在庫等を踏まえて義務表示告示後1年）。
- 多品種少量生産と容器包装材料の大量発注によるコスト削減は時代の要請でもあります。このため、これら容器包装材料の在庫保管期間が1年を超えるものも少なくありません。新表示基準に適合させるための、新デザイン校了－版下作成－印刷・包装材料準備と旧包装材料の在庫消化のための特売企画などは、事業者に影響を及ぼすと同時に消費者へのコストアップ分の価格転嫁も考えられます。したがって、新表示基準の施行後の猶予期間を少なくとも1年間は取って頂きたい。
- 本表示基準の施行にともない商品容器の変更が必要になるため、このことが食品事業者への物理的、経済的な負荷とならないよう十分な経過措置期間の設定をお願いしたい。
- 本件を実施する場合には経過期間（2年以上）を設定していただきたい。
- 食品製造事業者にとって表示の変更には、数カ月を必要とします。表示基準の改正に伴い、従来表示を変更するためには、実行可能性を十分に担保できる経過措置について明確に示して頂きたい。

〈回答〉

現在の暫定規制値に適合する食品でも、十分安全は確保されていると考えられることから、乳児用食品に係る表示基準の公布・施行に際しては、ご意見を踏まえ、市場に混乱が起きないように、既に製造済みの包装材に考慮し、1年間を目途に経過措置期間を設けることとしたいと考えています。

なお、放射性物質に関する社会的影響等を考慮すると1年間を超える経過措置期間を設定することについては適切ではないと考えています。

5. 乳児用食品の定義や対象範囲に関する御意見

- 対象食品区分について、それぞれの対象範囲が曖昧であるので、規格基準において明確にされたい。特に乳児用食品については、児童福祉法、ベビーフード協議会自主規格など他の規格との整合性を取るべきと考える。また、乳児用食品に関連して、現在月齢ではなく、「離乳食を始めたら」、「離乳食を卒業したら」といった表示をした商品があるが、前者は「乳児用食品」、後者は「幼児用食品」と解して良いか。
- 1才～6才までを対象とした食品についても”乳児用規格適用食品”等と表示する必要があるのでしょうか？
- 「乳幼児食品」に、離乳食の終わった幼児（児童福祉法の定めのある満1歳から就学前）を対象とした食品は含まれるのか、明らかにしていただきたい。
- 乳児用食品に関連して、乳児から幼児、児童、成人、老人までを対象とする菓子（食品）についての考え方を明確にされたい。特別のターゲット表示はないが、消化吸収が良いことから乳児にも好適である旨の表示をしている商品もあるが、食品区分の乳児用食品については、専ら乳児を対象とする商品に限定することとされたい。また、これらの食品が乳児用食品となる場合には、表示を削除すれば乳児用食品に該当しないと解してよいか。
- 義務表示の対象となる考え方、範囲を明確に示されたい。特に、乳幼児用食品、栄養食品について、幼児用食品との違いを明確にしておかないと、事業者だけでなく消費者にも混乱や不安が生じる懸念がある。
- 定義がまだ不十分であるので、明確にして頂きたい。乳業界においては、一般食品規格適用としてカテゴリー分けされる発酵乳、アイスクリーム及びチーズ等の乳製品について、それらの対象となるお客様を“一般消費者”又は“乳幼児から高齢者まで”のように全世代をターゲットとしている場合、「乳児用規格適用」等の表示が義務化されないよう求めます。仮に、義務化ということになれば、多大な影響を被ることになります。これは肉、野菜及び米等やそれらの加工食品である一般食品も同様の課題を内包しています。
- 厚生労働省が定めた『乳児用食品』は「乳児の飲食に供することを目的として販売するもの」および「消費者が表示内容等により乳児向けの食品であると認識する可能性が高いものを対象とする」と定義づけがされている。この厚生労働省が定めている『乳児用食品』の規格基準には、以下の不明確な点がある。(1) そもそも「乳児」の定義が示されていない。(2) 『乳児用食品』に含まれる食品として、乳幼児用食品としては「おやつ等」、その他としては「服薬ゼリー、栄養食品等」と例示されているものの、「等」との記載があって具体的にどのような食品が対象範囲となるのかが不明確である。(3) 上述の『乳児用食品』の定義から、商品容器に幼児向けのキャラクターが印刷された食品、1歳以上の年齢を表示（「〇歳から」との表示）した食品、商品広告に幼児を使っている食品、幼児

が食する機会が比較的多い食品等は、消費者から『乳児用食品』とみなされる可能性がある。今回の表示基準案は、これら点が不明確のまま提案されている。については、早急に、『乳児用食品』に係る定義や対象食品の範囲を明確にするよう、厚生労働省に働きかけをお願いしたい。そして、その結果を受けて、本表示基準案に変更が必要になった場合には、速やかにその実施をお願いしたい。

- 今般、厚生労働省が食品中の放射性物質について新たな基準値を設定し、そのなかでは「乳児用食品」を「一般食品」と区分し、低い基準値を適用するとしているが、消費者の購入・使用に際し「乳児用食品」を正しく認識するための目安として「乳児用」の定義、対象となる食品の範囲について関係省庁に働きかけをお願いしたい。その上で、「乳児用」の定義をはずれるが、幼児が食する機会の多い食品を「乳児用食品」と同等に扱うことについては優良誤認等の判断がなされないよう配慮願いたい。
- 消費者にとって、どの食品が乳児用食品に該当するかが判別しやすいよう表示を通じた情報提供は必要であり、この目的を果たすために適切な表示を行うことは妥当である。今回の意見募集で貴庁から出された資料では、乳児用食品の範囲を明確に提示しておらず、厚生労働省でも①特別用途表示のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたものの、②乳児の飲食に供することを目的として販売するものとされており、これだけの情報では具体的に表示する食品の特定は困難であり、乳児用食品を表示するためには、まず定義や適用する範囲を特定する必要があると考える。厚生労働省の乳児用食品の規格基準の設定と歩調をあわせて、貴庁と厚生労働省の十分なる協議のうえで検討を要請する。したがって、現時点の要件では乳児用食品の表示は困難であり、省令改正を行って義務表示を施行するにはさらなる慎重な検討が必要である。
- 乳児用食品の定義を決めるときにはベビーフード協議会とも連動して欲しい。「乳児」と「乳幼児」が混在しているので、各々の定義を明確にして欲しい。
- 乳業界において一般食品規格適用としてカテゴリー分けされるチーズ等の乳製品について、消費対象となるお客様が一般消費者および乳幼児から高齢者までのように全世代をターゲットとしている場合、「乳幼児規格適用」等の表示が義務化されないようお願いします。
- 今般の「乳児用食品に係る表示基準の設定に関する御意見募集」における「2. 改正の趣旨等」の「(参考) 乳児用食品の範囲」の「②乳児の飲食に供することを目的として販売するもの」については、以下の問題等があることから食品製造事業者にとって表示の混乱が起きないように、事前に制度の十分な周知徹底、相談受付体制の整備等をお願い致します。
 - (1) 「②乳児の飲食に供することを目的として販売するもの」における「乳児」の定義が明確でないこと。乳児とは出生から満1歳未満までを指すことなのかどうか、表示基準に乳児の定義をお示し願います。

なお、平成24年2月24日の厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会及び薬

事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会合同会議（以後、「厚生労働省合同会議」という）の「2月24日食品衛生分科会審議事項に関する資料」における「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（食品中の放射性物質に係る基準値の設定（案）等に関する意見の募集について寄せられた御意見について）」の「5. 食品区分に関する御意見」の<回答>では、「乳児用食品については、乳児の飲食に供することを目的として販売するものとしており、ここでいう乳児は1歳に満たない方を指します。」（74頁）と回答がなされています。消費者庁における乳児用食品に係る表示基準においても、乳児の定義を示すようにご検討願います。

（2）上記（1）の「厚生労働省合同会議」の資料「5. 食品区分に関する御意見」の<回答>では、「乳児用食品に含まれる食品は、乳児用調製粉乳（粉ミルク）と、消費者が表示内容等により乳児向けの食品であると認識する可能性が高いものを対象としています。」（74頁）とされています。一方、今般の消費者庁による意見募集の資料における「（参考）乳児用食品の範囲（厚生労働省の審議会資料による）」には、この下線の記述が示されていないことから、消費者庁による表示基準と厚生労働省による規格基準における乳児用食品の範囲について同一性が明確でないこと。

（3）仮に、消費者庁による意見募集の資料の「（参考）乳児用食品の範囲」における「②乳児の飲食に供することを目的として販売するもの」が、「厚生労働省合同会議」の示した「消費者が表示内容等により乳児向けの食品であると認識する可能性の高いもの」であるとすれば、事業者としては、例えば幼児向けの食品（1歳以上の子供用）として、一般食品の規格で販売していた場合であっても、消費者が乳児用食品であると誤認した場合には、違反と見なされる懸念があること。

このため、「消費者が表示内容等により乳児向けの食品であると認識する可能性が高いもの」とは、具体的にどのような食品が対象となるのか明示して頂きたい。

○一般の食品と同じスペックで乳幼児用として販売している商品があると思われます。消費者が中身の違いを区別できない場合、一般の食品を乳幼児に与えているケースがあると考えます。このようにスペックが同じものであって、乳幼児用として販売していない商品にも今回の表示義務が発生するのでしょうか。

○規格適用の対象は「乳児」。

⇒「乳児」は生後1年未満の者という定義がある。（児童福祉法）

⇒ドラッグストアなどの店頭では乳児食、幼児食の区別なく「ベビーフードコーナー」として販売されています。（月齢対象：12ヶ月頃以降もベビーフードとしてグルーピングしている。）

⇒よって、“省略ができる食品例3「ベビーフード」との表示が付されている食品”の定義では、商品仕様上、乳児のみならず幼児も含んでしまい、結果、お客様が必要以上に過敏になる可能性がある。

〈回答〉

乳児用食品の範囲について、厚生労働省は、平成 24 年 3 月 15 日付け食安発 0315 第 1 号「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の（一）の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」の記の第 4 の「2 「乳児用食品」の範囲」において、以下のとおり規定しています。

『 2 「乳児用食品」の範囲

- (1) 法に基づく規格基準において規定された「乳児用食品」の対象となる「乳児」の年齢については、児童福祉法等に準じて「1 歳未満」をその対象とすること。
- (2) 一般消費者がその表示内容等により乳児（1 歳未満）向けの食品であると認識する可能性が高いものとする。 』

なお、「一般消費者がその表示内容等により乳児（1 歳未満）向けの食品であると認識する可能性が高いもの」については、その判断に当たっては、製品パッケージの表示の内容や広告媒体（インターネットを含む。）における標榜内容のほか、当該製品の意匠や仕様、そのパッケージ等の意匠、製品に添付されている説明書上の記載や店頭での掲示、取扱い店舗やその陳列場所等の販売形態などの客観的な要素を総合的にとらえて考慮されるべきものです。具体的には次のような食品が該当します。

- ① 健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの
 - ・ 乳児用調製粉乳
- ② 乳児（1 歳未満）の飲食に供することを目的として販売するもの
 - ・ 乳児（1 歳未満）を対象とした調製粉乳（フォローアップミルクなどの粉ミルク、特別用途食品のうちのアレルゲン除去食品・無乳糖食品）
 - ・ 乳児（1 歳未満）を対象としたベビーフード
 - ・ 乳児（1 歳未満）を対象とした菓子や飲料
 - ・ その他、乳児（1 歳未満）を対象とした飲食物

なお、より具体的な対象範囲については、今後、通知や Q & A 等で明確にしていく予定です。

6. その他の御意見

〈乳児用食品に係る表示以外の表示に関する御意見〉

- 乳児用基準ができて、離乳食は例えば、ほうれん草や白身魚等、一般食品で作るんですから、市販の一般食材にも乳児用基準の1キログラムあたり50ベクレル以下かどうか、表示してもらわないと困ります。保育園なども給食を作るときに困ると思います。市販のベビーフードばかりでは子供の発育によくないです。私は、一般食品に、全て、検査結果のベクレル表示をするか、「放射能検査済み／乳児用使用できます」「放射能検査乳児用規格合格済み」など表示してほしいです。そうでないと、安心して赤ちゃんに、離乳食を作ってあげれないと思います。
- 乳児用食品については、特に厳格に表示すべきだと思います。ただでさえ通常より多い外部被爆をしている状況で、食品まで規制を緩めては子供の将来に多大な影響を与えかねません。可能な限り規制値を下げ、微量な放射線も計測できる機械で計測して安全表示をしていただければと思います。
- 乳幼児の今後の生活を保証するためにも、ミルクのみならず、離乳食は一般食品で作るので、一般食品にも乳児用基準の1キログラムあたり50ベクレル以下かどうかの表示が必要です。一般食品にベクレル表示するか、もしくは「放射能検査済み／乳児用使用OK」「放射能検査乳児用基準合格済み」など表示をして安心して赤ちゃんを育てていけるようにしていただきたいと思います。
- 幼児は、細胞分裂が盛んなため、放射線の影響を受けやすいことは周知の事実である。そのため、今回の表示基準は厳しくする必要がある。「赤ちゃん」「ベビー」「栄養」「●ヶ月から」など幼児に使われやすい表記などルールを決め、そのものについては一定の検査を行っていないもの以外は規格基準を出来ないものとする必要がある！！マークなどを作ってはどうか。合格品に使えるマークを作る。ベビーコーナーや赤ちゃん専門店などにはその表記が無いものに関しては置けないなど、店側の対応も必要で、指導が必要である。
- 半導体ゲルマニウム検出器で測定したベクレルの数値を表示せよ。
- 乳幼児用のものは、ゲルマニウム検出器での詳細な検査を行い、ベクレル表示をしていただけるよう、希望します。
- 表示に関しては、ベビー用であっても、放射性物質に関する基準を満たしていることを明確にするのが必要だと思います。また、測定しているなら、商品そのもの、又は、メーカーのHP、商品の中などにつけられる説明書などに、4月以降の測定値を表示してください。NDではなく、その時得られた数値±何%など具体的にお願いします。
- 乳幼児の放射線に対する感受性は高く、悪影響のしきい値は現実的には無い。なので、全食品に対して精密な検査を行い、その結果を全て公表するべき。病に罹るしくみを考えたら、そうするべき。将来的にかかる医療費を考えたら、表示を変えて自衛を呼びか

ける方が、よっぽどコストが良い。

○乳幼児基準を満たしているかどうか、についての表示のみならず、実際に放射性物質の測定を行った結果を具体的な数値 $xx\text{Bq/Kg}$ で示し、合わせて測定方法も記述することをお願いします(ゲルマニウム半導体検査機器による、検出下限値 $x \times \text{Bq}$ で $x \times$ 秒の測定、等)。上記と合わせ、乳幼児基準の上限がいくつであるかについても、食品に合わせて表示をお願いします。商品に使用されている食材の産地および製造地も合わせて表示して下さい。産地の偽装も横行しています。また、そのような業者の公表とペナルティも必要だと思います。乳幼児以外の一般食品についても、上記の表示を徹底して下さい。

○乳児用食品に関しては、基準以下であっても、ベクレル数と検出限界の表示を義務付けるべきだと思います。リスクを消費者が選べるように。

○ベビーフードに関しては、ロットによって放射性物質の測定結果がわかるようにしていただきたいです。本当は、全部検査して、全部表示していただきたいですが…規制値以下でも、49ベクレルと不検出では、不検出を買いたいです。子供に、放射性物質が含まれているとわかっているものを食べさせられません。そして、検査結果がわからなければ、どちらも買えません。だからうやむやにするのではなく、表示をきちんとしていただきたいです。そうしていただければ、メーカーさんも放射性物質の影響の少ない産地を考えていただけたらと思います。検査結果を売り場に表示するか、インターネットで見られるようにしていただきたいです。赤ちゃんには、どうか、放射性物質を取り込ませないよう尽力してください。よろしく願いいたします。

○1. 乳幼児基準を満たしているかどうか、についての表示のみならず、実際に放射性物質の測定を行った結果を具体的な数値 $xx\text{Bq/Kg}$ で示し、合わせて測定方法も記述すること(ゲルマニウム半導体検査機器による、検出下限値 $x \times \text{Bq}$ で $x \times$ 秒の測定、等)。2. 上記1. と合わせ、乳幼児基準の上限がいくつであるかについても、食品に合わせて表示すること。3. 商品に使用されている食材の産地および製造地も合わせて表示すること。4. 乳幼児以外の一般食品についても、上記1-3の表示を徹底すること。

理由: 上記1.と2. について。乳幼児基準といっても、原案ではゼロから100ベクレル(案)までの大きな幅があり、消費者個人によっては、同じ「基準内」といっても、1ベクレルと99ベクレルでは、安全の判断が大きく違う。国際的にみて、諸外国の基準と照らしてみても、放射性物質の健康被害を一番受けやすいといわれている乳幼児に対して、100ベクレルが妥当かどうかについて、疑問の念を持たざるを得ない。また、基準値は、水、食品、乳幼児食品、多々あり、商品パッケージに基準値そのものの表示がなければ、消費者は「乳幼児基準適用商品」といわれても、消費者個人の価値観による安全基準が守られているかどうか全く保障されない。乳幼児基準が厳格に適用されるには、メーカーによる出荷前検査が前提になるが、その検査結果を商品に明確に表示し、消費者、特に放射性物質の影響を受けやすい乳幼児の健康が守られるよう、消費者の健康や安全が担保されるよう、誠実な表示方法が求められる。こと子どもの健康に対する大変重要な

情報であり、消費者の「選択する権利」権利を守るべきである。「基準値 x x ベクレルに対し、この商品は x x ベクレルです。検査方法は、ゲルマニウム検出器による x x 秒の検査で、誤差 x x x です。」という表示を必ず商品パッケージに明記するよう、強く要望する。上記 3 について。食材の産地および製造地の表記も合わせて必須とする理由は、明治のフォローアップミルクによるセシウム検出の商品回収の例で見られるように、汚染原因についての明治の説明は、「製造過程における乾燥工程で、外気（空気）による汚染と見られる。使用していた乳由来の原料は、オーストラリア等海外のものであった」と正式発表している。このことから分かるように、食品の汚染は、製造地と原料の産地により発生することが明らかである。原料が海外のもので安心できる訳でなく、製造地も商品購入時に明示されていなければならない。しかし、現在、粉ミルクや乳児用おやつ、離乳食については、食材の産地も製造地も明確に表示されていない。乳幼児基準が厳格に守られていることに加え、食材の産地や加工された製造地も、消費者にとっては、商品購入に際し大変重要な情報である。これら全ての情報は、幼い乳幼児の健康と安全を守るために必須な消費者の知る権利である。このことから、製造地および食材の産地表示の徹底が必要である。上記 4. について。乳幼児食品のみ、乳幼児基準が適用となっているが、実際には、乳幼児食品だけ乳幼児基準が適用されていても、乳幼児が口にする食品、飲料物の放射性物質の基準をコントロールするのは、全く不可能である。例えば、乳児や乳幼児は、いきなり乳幼児、になるわけではなく、お乳しか口にできない乳児の段階から、乳で栄養を採りながら、少しずつ、一口ずつ、「麦茶」を飲んだり「果実の裏ごしした汁」を口にしたり、「お吸い物」を口にしたり、「10 倍粥の上澄み」などを口にしながらだんだんと「豆腐」のようなものや「ヨーグルト」、それから「野菜を煮てすりつぶしたもの」などに進み、固形食へと進んでいく。この間、お乳や粉ミルクからいきなり食事になるわけではないのはもちろんのことながら、その移行のスピードや内容は、子どもの個々の差によって大きく違う。その間、商品としてパッケージされた「市販の離乳食」や「赤ちゃんせんべい」などで全ての食事をまかなうわけではなく、むしろそのような「できあい」のものを口にする方が少なく、実際には一般に市販されている乳幼児適用食品以外の野菜やコメ、麦茶、果物、などを離乳食用に家庭や保育園で加工して、乳幼児が食べていることがほとんどである。また、実際には、離乳が進むにつれて、家庭で食事をしている食卓の中から、少しずつ大人の食事の中の「食べられそうなもの」を分け与えたりして、大人と同じ食材、家族と同じ食材を乳幼児も口にすることがほとんどである。そのような一般食材が「乳幼児基準」を満たしていなければ、乳幼児の食の安全は決して守られない。例えば、一般的には、乳幼児用のにんじんと、乳幼児以外向けのにんじん、を分けて販売したり購入したりすることは不可能であるので、乳幼児基準に合わせて全ての食材の基準を下げ、さらに消費者には、実際の放射性物質測定の数値結果、と、食材の産地、と、加工品である場合は、その製造地、を合わせて表示して、はじめて消費者にとって食の安全を選択できることになる。

また、新基準には、乳幼児向けの基準はあるが、妊婦（成人）や授乳中の母体（成人）が食する食品の基準について、全く無視されている。乳幼児が守られるためには、妊婦や授乳母体の食品についても、厳しい安全管理がなされることが必要不可欠である。この点についても、妊婦向け、または、授乳中成人用、などといって、市販のにんじんやコメを分けて販売したり、購入することは実際には不可能である。従って、乳幼児基準を厳格に適用するには、一般食品に乳幼児基準を適用させて、放射性物質の測定結果と、食材の産地、および加工地を明確に表示し、消費者が、個人や家族、とりわけ放射性物質の影響を受けやすい胎児や乳幼児の食の安全を守る権利を、遵守すべきである。以上の理由から、要望内容 1. - 4. に対する対応の徹底を、強く要望いたします。

○「本品は乳児用 1kg あたり○Bq 以下の食品です」（□測定器による●秒間測定結果）加工日：0000 年 00 月 00 日

私が望ましいと思う表示は、以上の通りです。省略記載は「乳児用○Bq/kg 以下食品」です。（○は 50 以下で 40、35 など生産者による事実に基づく自由記載。特に単位は明記する。）50Bq 以下で自由にする理由は市場原理で競争できるようにするため。売るのは一般企業なので。元々放射性物質を含む食品の基準を再設定するために改正するもので、一言もそれに関する記載を入れず、「乳児用と認識できるかどうか」という観点から元の枠に当てはめようとする事自体不自然なので、はっきりその旨記載すべきだと思います。続いて測定方法の明記を求めます。「（□測定器による●秒間測定結果）」□は測定器の種類、●は□測定器の測定手順書による。また、加工日の明記を求めます。

○先日のミルクからの放射性物質混入問題から考え、きちんと原料の原産地の明記、加工場所の工場記号ではなく住所を記入が必要であると考えます。そして、測定された放射性物質数値の表示。（ベクレル数）消費者が分かりづらく誤解をもつような表示では、隠しているのではと疑います。企業の為のものではなく、私達が安心安全を一緒に買え、子どもに与えられるものを作って頂きたい！そういった表示基準を設定して下さい。乳児から幼児、食品一般まで広げて行って頂きたいです。お願い致します。

○内容は、0 ベクレルでないのなら、最低限、原材料の産地の明記、ベクレル数の表示をすべきだ。

○消費者が購入時に安全なものを選択する事ができる表示の条件は、缶詰や加工品にも「全原材料の産地と生産・加工年月日」「ベクレル値」「検出限度値」表示だと思います。乳幼児製品ではありませんが胎児の被ばくにつながる妊婦の内部被ばくについて。放射線核種は胎盤からへその緒を通して胎児に運ばれる事がわかっていますので、妊婦も食品の放射能値表示を見て、選んで購入する必要があります。勿論若者もですが。

○すべての食品に、一キロ当たりのベクレル表示を義務づけて下さい。（外食も含む）すべての食品に、全ての原材料の産地と加工地を番号などでなく、きちりと明記すること。（外食を含む）消費期限でなく、製造年月日を表示する。

○製造所固有番号での表示の禁止と、市町村レベルで明記の徹底。（福島原発事故前は製造

所：△△工場と書いていた会社が大半のはずです。)店頭で製造書固有番号で書かれても即座に判断基準になりませんし、不明なら結局は不買の原因になりえます。先日の粉ミルクへの汚染空気混入の原因が製造者側の秘密保持に関わると公開されなかったことで、地名で判断するくらいの権利は消費者に与えるべきです。やっと原発排水の規制値 90Bq/L より低くしようとなったところですし、厚生労働省側で今回の規制を決めた際、前提として放射性セシウムの含有量から他の核種を想定値で計算しており、含まれる汚染物質はセシウムのみではないことを鑑み、上記は最低限の表示として商品に記載するよう要求致します。

- 乳幼児食品だけでなく、全ての食品のベクレル表示義務と原材料の生産地の表示を義務付、違反者には営業停止などの厳しい罰則を設けるべきです。
- 原材料の産地を住所番地まで明記して下さい。製造場所の表示を記号ではなく住所で明示して下さい。ベクレル表示を義務づけて下さい。
- 個別の「ベクレル表示・検出限度値表示」に近づける努力をお願いします。一桁ベクレルまで、検出限界値は乳幼児向けに限っては 1 ミリ以下まで、検出できる精度を可能な限り追求されるようお願いします。
- メーカーには、原料製法などを工夫して、ベクレルを目指すよう指導してください。
- 乳幼児の食品や表示基準についてですが、私は現在妊娠中で、乳幼児います。今は食品の放射能汚染について、かなり深刻に考えています。この子達には1ベクレルでも食べさせたくないというのが本音です。ドイツの放射線防御協会は子どもたちには4ベクレル以下という提言を出していました。それを見てしまうと、日本の基準は今言われている数値に下げられたとしても、決して安心して食べさせる事はできません。妊娠が分かった今、自分の食材についても相当神経を使っています。前代未聞な事故が起こった今、どうして今の基準で安心だという事が言えるのか理解できません。子どもたちの少子化を心配するのであれば、妊娠可能な女性から妊婦、乳幼児、子どもに至るまで、放射能フリーにするくらいの覚悟を示していただきたいです。農業、流通の事を考えると、あまりに広範囲の放射能汚染であることから、かなり難しい問題であることは解りますが、農業、流通が守れたとしても、子どもたちが守れなければ何の意味もありません。この先個人差はあるとはいえ、病气もちの子どもたちが増えていけば、日本が破たんして行くだけです。かなり偏った意見かもしれませんが、真剣に心配しています。妊婦子どもには、放射能が入っていない食べ物を！(検出限界1ベクレル以下。)(注：規格基準関係等については再掲)
- 発ガン性のある添加物も許可するつもりですか？遺伝子組み換えの食品も危険であるにもかかわらず、国民に秘密で「悪魔の種子」と呼ばれる遺伝子組み換えのたまねぎの種子が、日本国内で 90%だなんてありえません。子供が産まれない原因もこの種子によるものと考えている方もいます。TPPにより遺伝子組み換え食品義務表示や、食品添加物、PH 農薬加工食品、外食産業の原産国表示義務を改正などありえないことがおころうと

しています。TPP でもうかるのは、薬大国のアメリカです。戦争ばかりして、お金がなくなったアメリカが、外国に「死んだ食品」を輸出して病人を増やして、薬でもうけようとしているのはご存知ですか？日本は食の安全を放棄するつもりですか？このままでは日本に未来はありません。

〈回答〉

今回のパブリックコメントは乳児用食品の表示基準についての御意見を伺うものですが、これに関連するご意見等につきまして、消費者庁の現在の考え方は以下のとおりです。

検査結果の数値の表示（ベクレル表示）等の表示については、食品中の放射性物質の検査結果を表示させる場合にあつては、消費者の表示に対する信頼性を確保するためには食品毎に正確な数値を記載しなければならず、そうでなければ、かえって混乱を招くものと考えられます。しかしながら、例えば、ある食品について、正確な放射性物質の検査結果を表示させるためには、販売される一つ一つの食品毎に検査する必要がありますが、現状においては、その検査を義務付けることは現実的には難しいと考えています。

加工食品の原料原産地の表示については、一部の食品を除いて表示の義務化はされていませんが、現在、食品表示一元化検討会において今後の同制度のあり方について検討しているところです。

製造所の所在地については、食品衛生法により表示が義務づけられていますが、表示面積が小さいことにより全てを表示できないこと等を勘案して、例外的に消費者庁長官に届出た製造所固有記号の表示に代えることができることとしています。この場合、製造所が消費者には分かりませんので、消費者等から製造者及び製造所所在地についての問い合わせがあった場合には、必要な情報提供を行うよう食品事業者をお願いしております。

製造（加工）年月日の表示については、製造（加工）技術の進歩により、消費者にとっては製造（加工）年月日からどの程度日持ちするのか適切に判断することが困難となったこと、国際基準（コーデックス規格）においては期限表示が採用されていること、製造年月日の表示が、事業者の深夜・早朝操業、返品、廃棄等の原因となっていたこと、などの理由により、平成7年に、それまでの製造（加工）年月日表示に代わり期限表示が義務化されたところです。このような検討経緯を踏まえると、現時点で期限表示に加えてさらに製造（加工）年月日の表示を義務づけることは困難であると考えます。

今回いただきましたこれらのご意見につきましては、今後の政策等の検討の参考とさせていただきます。

〈放射性物質の基準値や検査体制等に関する御意見〉

○低線量、とりわけ内部被曝の人への影響はまだ良く解っていないと聞きました。いろいろな研究や議論がある様ですが、子供の感受性が高いことや個人差を考えますと、私と私の家族には東京電力福島第一原発事故前の摂取量と同程度に抑えたいと切望します。つまり流通品を使う限りにおいて日常食一日一人当たり 1Bq 以内が達成できる食品基準

値と検査体制を望みます。先ず第一に、農産物については土壌や空間線量の測定から事故以前と殆ど変わらない地域、つまり食品当たり概ね 1Bq/kg 以下が期待される産地とそうでない地域の区別をする事を求めます。これまでに公表された汚染の広がりや移行係数を勘案しますと国内産品の 8 割程度は事故以前の水準を保っていると思われます。こういった地域の産品が汚染食材と混ざらない様に流通を管理し、また検査を行って頂きたいと存じます。つまり、食物自給率や西日本での増産を考えますと、平均して数 Bq/kg を超える食材は全て排除しても代替品で賄う事が出来ると考えます。厚生労働省さまにおきましては、国民の健康と将来への不安を取り除く観点から、流通品の基準値を 1 産品当たり 1Bq/kg 以下と定めて頂きたいとお願い申し上げます。食品に対し国民の健康という最優先事項から働きかける事は合理的に達成可能な最大限の防護を実現する上で必要不可欠であると考えます。

- 原発事故以降に引き上げられた暫定基準値を、乳児は引き下げる動きとなり嬉しく思います。しかしながら、 100 ベクレル以下であっても、わが子の口にはさせたくない値です。というのも、ドイツでは大人 8 ベクレル、子ども 4 ベクレル以上の食品は口にすべきではないそうですので、日本の基準値は高いと考えます。国によって基準値が異なりますが、ドイツの数値にも根拠があるはずで、ましてや、現在、あらゆる食品に含まれている現状では、なおさら低く設定すべきだと思います。また、食品の測定器の下限值が低いもので測っていただきたいです。放射性物質が出てしまったのは仕方がないにしても、測定のサンプル数が充分とは思えず、機械の下限值も高く、安心して子供を育てることができないため、母子避難を続けています。今は体制が整うまでの過渡期的なものだと思いますが、早く安心して子育てが出来世の中になることを望みます。
- いまのままの基準ではいけないと考えます。放射能の影響を甘く見すぎている。まだまだ、放射能は漏れ続けているのですよ。福島原発の事故は終息していません。そんな中、いまの基準は高過ぎます。即刻引き下げるべきです。それでなにか問題があるなら（福島産の農産物の大半が汚染が高すぎて食べられないなど）それは、ちゃんと東京電力並びに国、官僚に責任を取らせ、きちんと買い取らせ、確実に放棄するべきだ。もし、自分の子供が、あるいは子供の未来の配偶者が、または孫になんらかの障害がでてからは遅いのです。いま、確実に絶対の安全基準を守るべき。基準の即刻引き下げを強く求めます。
- 乳児用食品と牛乳について、 1 キロあたり 50 ベクレルの基準についてですが、非常に緩く、安心できる数値からはかけ離れている、そう思っております。ご存じだとは思いますが、一日、わずか 10 ベクレルを摂取し続けるだけで、 1400 ベクレル程度の体内残存量となることが知られております。一方、 10 ベクレル/ Kg 程度の蓄積でも、小児においては、特に心筋における代謝異常が起きることが報告されています。例えば、ゴメリ州に住む小児のうち、体内放射性元素の濃度が $11\sim 26$ ベクレル/ Kg のものは、心電図異常の発生率が 6 割に達し、 $37\sim 74$ ベクレル/ Kg 蓄積されたものは、その異常の発生率が

9割にももの上ることが報告されてます。そのほかの詳しい報告は、もちろんご存じのことかと思えます。そうした結果を見ると、小児においては、数十ベクレルの体内蓄積がどれほど危険なことか…、と考えてしまいます。そうしたことを考えると、本来、乳児用食品など小児の食材の基準は、もっとずっとずっと厳しくあるべきだと思います。体内蓄積量が10ベクレル以下、これを目標とすべきだと思っております。ましてや、昨日のニュースで、文部科学省の放射線審議会が乳児用食品と牛乳について、1キロあたり50ベクレルを100ベクレルに緩めてもよいとする答申案をまとめたと言いました。申し訳ありませんが、とても正気の沙汰とは思えません。もちろん、放射性物質の影響については、まだまだ分からないことの方が多い、そのことは十分承知しております。安全だと主張される専門家の方の文献なども拝見いたしましたし、上記の報告もリスクを過大に評価しているだけかもしれません。しかし、「わからないことは安全サイドに立って考える」ことが、本来のリスク管理の基本ではないでしょうか。「多分大丈夫！」で判断してしまっているものではありません。大事な大事な子供たちを守るためです。大勢の子供たちの、命と健康と笑顔がかかっています。どうかどうか、私たちの不安をお汲み取りになり、「できる限りの安全サイドの決定」を考えていただけたらと思います。

- 100ベクレルなんて私には不安です。粉ミルク、乳製品、市販ベビーフード、購入しません。せめて10ベクレル以下で、放射性物質の検査の義務を求めます。
- 放射能の影響については不明な点が多く、最低限の摂取にとどめるべきです。よって、1Bq/kg以下の表示基準を望みます。離乳食に入ると大人と同じ食材を口をしなくてはならないことも考えると、子どもが受けるダメージが心配です。これから育つ子どもの健康は私たち日本人の大切な未来です。心から100Bq/kgなどという表示基準の却下を望みます。よろしく願います。
- 1歳の娘がおります。安心して娘を育てていける社会をどうか作ってください。海外のもの、西日本のものを買ってばかりでは、生活も困窮します。安心した基準50ベクレル/kgになれば、東日本のものも安心して購入できます。できれば、福島の食材なども購入したいのですが、今の基準では難しいのです。50ベクレル以下の福島の食材はたくさんあります。頑張ってる農家を助けてほしいです。できれば、すべてを50ベクレル以下にしてほしいのですが、それが難しいのであれば、大量に飲む乳製品・子供に直接影響のある乳児用食品だけでも50ベクレル以下にしませんか？実際に、50ベクレル以上の食品って、来年以降はそんなに出ないと思いますよ。だから、この基準で十分にやっつけられるのではないかと私は思っております。どうぞ、よろしく願います。
- 日本の子供達を守って下さい。現在の表示基準50 bq/kgでさえも、国際的に考えられない高い基準であることを認識するべきです。ドイツでは4 bq/kgです。日本の50 bq/kgとは何なのでしょう？日本は子供を守りません、国民を守りませんと世界に向けて発信しているようなものです。日本人として恥ずかしいです。目先の自分達の権益に惑わされている場合ではありません。貴方の子供、孫そして将来の子孫たちの健康被害

につながることで、いずれ貴方自身も健康被害を受けることとなります。この判断は日本民族がこの世から消滅します。いくらお金があっても、健康で居られなければ意味がありません。日本は世界では大変危険な国、近づいてはいけない国になってしまいました。私の回りの外国人にも旅行はもちろん、留学もやめるようにいつも呼びかけています。大切は友達をわざわざ被曝させたくはありませんから。彼等の反応はだいたい同じです。「そうだね、日本政府は沢山のことを隠しているから危険だ」と言われます。世界に向けて、日本は安心、安全な国です。と胸をはれるような基準にしてください。

- 断固これ以上の基準値の緩和は反対いたします。未来を生きる子供達を見殺しにする法案です。私達は 過去の負の遺産、いや今もなお苦しんでいるチェリノブイリ事故による被曝症に苦しむ現状を学ばなければなりません。乳製品からの被曝が一番影響をしたのです。まさに日本政府が同じことを平気でするようなことはしないでいただきたい。あなた達にも子供、孫、ひ孫がいるであろう。大切な命を大人が守らなくてどうするのですか？数年、数十年後に被害がでたときすべての子供達を救済しますか？救済できますか？できないでしょう。健康被害ができれば 莫大な医療費もかかってくる、このことは予測の範囲内です。
- 乳児用食品と牛乳について、**50Bq/kg** を **100Bq/kg** に緩めることが許容される旨の答申がだされているとのこと、看過できません。放射線の感受性は年齢が低いほど高く、その将来への悪影響が懸念されるなかで、子供を守るための「乳児用食品」の基準をわざわざ甘くするのは、国民の健康や安全を守ることがその主たる役割であるべき行政のあり方としては、あまりに合理的でないし、無責任。ここでの判断が、今後おびたしい人材の健全な成長に関わることをかんがみて、国としての繁栄は国民一人一人の健康と幸福に支えられていること、国はそのことに最大限の仕事を残すべきと思います。乳幼児食品と牛乳について、当初の見直し通り、**50 Bq/kg** を守ってってください。これは自分たちから遠く離れた場所に関する問題でなく、日本に住む人は皆にとって、この基準により毎日の口に入るものの安全性が決まってきてしまうのであって、性別、年齢関係なく、家族のあるなしに関わらず、自分自身の生命に関わる基準であることを、この決定に関わる方々によくよく思い起こしていただきたいです。
- 文科省の放射線審議会は、乳児用食品と牛乳について、**50 Bq/kg** を **100 Bq/kg** に緩めてもよいとする答申案まとめているようです。ご存じのように大きな被害を受けたベラルーシ国家でも、子供は**37ベクレル/kg** です。罪のない子供、何も知らない子供に放射能を押し付けること自体、非人間的です。あなたの子供だったらどうされますか。少しでも害のない食べ物を与えるじゃあないですか。日本の将来を託す子供たちです。今の大人たちがしっかり守りましょう。
- 食品の放射性物質の基準を **10Bq/Kg** 以下にしてください。核汚染の不幸な被害国ベラルーシの事例をもっと勉強なさってください。ベラルーシでは、子供に食べさせる食品が **10Bq/Kg** (もちろんゼロが望ましい) 以下であるべきことは常識です。このまま汚染食

品が広く流通しては、将来的に体調不良のために働けなくなる人々が爆発的に増えます。若者が働けない社会は存続不可能です。消費者庁の皆様、どうか、ご自分のお子さんの健康と未来について考えてみてください。お子さんのことを大切に思うなら、とるべき基準値はそこに示されるはずです。どうか、日本を滅亡させるような基準は採用しないでください。今、日本は避けようのない地獄の入り口にいます。だけど、大人として、原発に無関心だったことを反省し、子供たちのためにできる限りのことをしなければならないのではないのでしょうか。

○乳幼児食品と牛乳の放射性物質の基準の緩和に反対です。ベラルーシのベルラド研究所によると幼児は体の中のセシウム 137 が体重 1 キロあたり 20 ベクレルを注意レベルとしています。体重 15 キロならば 300 ベクレルです。幼児は毎日 1 ベクレルの経口摂取すると、2 年ほどで 30 ベクレルの平衡状態となるそうです。つまり毎日 10 ベクレルの経口摂取で注意レベルとなります。以上の理由から基準の緩和に反対します。

○0 歳児を持つ母親です。乳幼児食品の新基準値の案を 50Bq から 100Bq/kg に緩める方向とのこと。とても残念です。どう考えても安全な値とは思えません。赤ちゃんの体は大人とは違います。数値だけで安全値を決められないことくらい理解してあれば、このような値が出るのが不思議でなりません。乳幼児の体の大きさや代謝、免疫、感受性などのことを考慮すれば 100Bq/kg は、大人にすれば 10000Bq/kg に値すると言われています。うちは完全母乳ですが、母乳の出ない母親の子どもは、否応なしに粉ミルクしか選ぶことができません。私の子ならば 10Bq/kg でも許容できません。海外のミルクを取り寄せるでしょう。正直、海外のものは成分や安全性があまり信頼できませんが放射能汚染されているものよりは比較にならないほどマシなので。よくメディアで言われているような煙草やお酒などの不節制の結果のがん発症率や死亡率のリスクと同等に比べて「リスクが少ない」などということは全く質が異なる問題であることをご認識ください。このような誤魔化しの手法は、ヨーロッパでも以前使われていましたが現在では古い誤魔化し方であり、もはやヨーロッパの人は真に受けないそうです。まだまだ放射能の健康被害について日本人は無知です。政府が認めようと認めまいと、これから特に子どもたちに確実に降りかかるであろう災いを考えてください。以下、引用です。この通りだと思います。「広瀬隆氏の記事のセラフィールドの汚染でイギリス政府は乳幼児の摂取制限量を 1Bq/kg としました。日本は 500Bq/kg。新基準 50Bq/kg でも 50 倍。それも緩めて良いという声が出てきている。乳幼児の 100Bq/kg は大人に 10000Bq/kg を適用するという案と同じ意味です。超高齢者社会が問題だとか、出生率が増えないとか…今の政府は問題を解決する気はないと思わざるを得ません。狂っている。」

○乳幼児用食品の放射能の含有量は 0 ベクレルであるべきです。50 ベクレルでも多いくらいなのに 100 ベクレルに引き上げてしまったら、将来、健康な日本人がいなくなってしまう危険もあります。また、ヨウ素やセシウム以外の放射能も測定するべきだと思います。人の心を持っているのであれば、特に子供には毒を食べさせないのが当然の処置

だと思えます。

- 現在妊娠7ヶ月の主婦です。これから子どもを産み、その子が長く日本で暮らして行くことを考えると、乳幼児用のミルクや牛乳の放射線基準値の引き上げは絶対に行ってほしくありません。子どもに関しては出来る限りリスクを避け、健やかに暮らして行けるような対策をどうぞよろしくお願いいたします。
- 食品なのに規制値が高すぎます。しかも乳幼児の食べる物ですよ?!子供たちを守れない国家なんて、ありえないですよ?日本はそんな国だとは思っていませんでしたので、この一年本当にガッカリしています。恥ずかしいと思ってください。経済よりも健康、命が大事ですよ?不健康な国民が経済活動なんてできますか?子供が健康に育たない国に未来がありますか?すごく基本的なことです。しっかりしてください。現実を見て、もっとよく考えてください。こんな甘い基準で良い訳がないです。再考の必要があると思えます。
- 乳児用食品の放射能基準値改定案に強く怒りの意を表し断固反対します。いままでの暫定基準値50ベクレル以下でも乳児にとって世界基準から判断すればすでに異常な数値と認識していましたが、それを倍に引き上げるとは考えられない暴挙です。放射線への感受性が著しい乳児にとって少しでも被曝線量を抑える事こそ私たち大人の責務です。高い線量の外部被曝を強いられている福島周辺の乳児、幼児たちはより一層の被曝を強いられて非常に危険な結果につながりかねません。そのことを良く考えた上での今回の基準値改定案なのだというのなら、明確に納得出来る検査及び研究結果を国民に開示してからにしてください。
- 文部科学省の放射線審議会は、乳児用食品と牛乳について、50Bq/kgを100Bq/kgに緩めてもよいとする答申案まとめているようだが、まるで、理解できないいい加減な対応だ。そんなに、子どもの命よりも、牛乳メーカーの権益保護が大切なのか。そもそも100Bq/kgの食品を摂取し続けていて、線量換算で一ミリ以内で安全という根拠は何一つない。暴挙です。国民の健康、特に、乳幼児の健康をないがしろにするのは、ゆるせない。国民の健康を守るのが政府の役目です。
- 基準値の引き下げ自体は歓迎すべきですが今回の案では高すぎますし、現行の暫定規制値の決定の経緯も含め根本的に考え方を転換して頂く必要があると考えます。まず、放射線の健康影響について閾値の存在が確立していない以上、「暫定規制値に適合している食品については、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されている」との認識がそもそも誤っています。事故の責任者である東京電力、および国には放射能汚染を事故前の水準に回復する責任があることが、まずあらゆる議論の出発点であるべきです。その上で、短期間で汚染の除去が不可能である現実を踏まえて、どの程度のリスクを国民が受忍する必要があるか、が基準値制定の意味であるはずで、基準値を高くすることは、消費者だけではなく、決して生産者の利益にもなりません。基準値が高い、あるいは不十分な規制体制は汚染地域(あるいは日本全体)において生産される

食品に対する信頼を低下させ、市場価格も低下します。これは現に起きていることです。この前提に立って、補償が可能な限り、基準値をできるだけ低く設定することが日本の一次産業を守るためにも必要だと考えます。

- 食品中の放射性物質に関して、乳児用食品に一般食品より低い基準値を適用するとのことですが、限りなく0に近いものとしてください。ベラルーシでさえ子供の食品基準が37ベクレルとなっています。これを超えることは絶対あってはならないと思っています。安全と考えられる値ではなく、絶対安全と言い切れる、後々障害が生じる事のない値を検討していただきますことをお願いします。
- もう少しで震災から一年も経とうとしているにもかかわらず、いまだに核戦争後の基準を使うとはありえないことです。福島の米などを流通させること自体、毒物をばらまいていることと同じです。500ベクレルの食品を食べ続けたら3年で死亡という事実をご存知ないのでしょうか？「セシウム137は青酸カリの2000倍の毒性」というのをご存知ないのですか？それに「セシウム新基準値：乳児用食品100ベクレルに…答申案 <http://mainichi.jp/select/wadai/news/20120203k0000m040092000c.html>」とはいったいどういうことですか？子供は放射能の影響を受けやすいのは、もう誰でも知っていることです。子供を守るのが国のつとめにもかかわらず、企業や農家を守ることしかしないなんて人道的な国ではない証拠です。何で何もしないのですか？旧ソビエトの方が、今の日本よりチェルノブイリの事故の際に国民を守りました。日本は最低な国だと笑われますよ。もうすでに海外からは日本はバカと笑われているのをご存知ですか？「TOKIO（農水省）「食べて応援」CM 動画－海外からの批判 <http://sekaitabi.com/tokiotabete.html>」というブログを見ましたが、海外の方から「完全なる洗脳。完全なる無知。ここに出てくるバカ野郎たちは魂を売り、みんなが食物連鎖の汚染の危険に直面している。」とか書かれています。政府はいったい何をやっているのですか？
- 食品はかなり注意をはらっているにもかかわらず、こどもたちは0.40**bq/kg**（5歳児）、0.28**bq/kg**（0歳児）のセシウムの尿検査結果がでています。特に加工品などは産地を限定できず、どの程度の被曝をうけているかわからない状態です。この状態では、今後、保育園・小学校とすべて給食は断り、お弁当・水筒の持参をせざるを得ません。ドイツの放射線防護協会の基準は大人8**bq/kg**（日）、子供4**bq/kg**（日）と聞いています。それに沿った形で、どうぞ、18歳未満の子供のことをよく考えた限度設定をお願いします。
- 文部科学省は、乳児用食品、牛乳についても一般流通食品と同じ100ベクレルでかわらないという答申を出しておられます。それは机上のデータと憶測ではないのでしょうか？乳幼児は特に感受性が強いと言われてますし、感情的にもこれは許容できません。原発事故がおきてしまった以上、大人は我慢しなくてはならないと思いますが、それを乳幼児にまで適用しようとするお考えが社会とズレているのではないのでしょうか？乳幼児にはできるだけゼロベクレルを目指すようにお願いいたします。
- まず前提として、日弁連の厚労省への意見に賛成です。要点は、乳幼児は「放射線に対

する感受性が高い」というより、遺伝子の修復機能が成長していないため「修復できない」という点です。「二本ひと組の DNA 配置データは、一本が断ち切られても、対になるもう一方のデータを元に修復する機能を生命体は備えている。しかし、二本鎖が一度に切断されたら修復が不可能なところが低レベル放射線内部被ばくの一の脅威です。データを失い間違っただけの連結を起しその周辺にも異変が起きていくと共に、間違っただけの連結したデータも後のちへ世代的に遺伝していく。この DNA の二本鎖同時切断は、1.3mSv/y から起きる事が生物学上証明されている。」(医学博士 崎山比早子さんインタビュー)

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2012/120113_2.html

「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」に対する会長声明＜抜粋＞現行法上空間線量が3か月1.3ミリシーベルト(年間5.2ミリシーベルト)以上の場所は放射線管理区域とされることからしても、空間線量年間20ミリシーベルトを被ばく線量低減を目指すに当たってのスタートラインとすることは余りにも高すぎる。同じく日弁連も別の会長声明で、リスク評価がまだまだ緩い事を指摘しています。これは政府の低線量被ばくWGに対してですが、このように政府の考え方が過小評価である限り、子どもを守る立場から国民は安心できないということです。そのために「市民と科学者の内部被曝問題研究会」が発足しました。<http://www.acsir.org/>このサイトから「日本政府への提言」安全対策について、抜粋します。「日本国憲法第二十五条には、主権者として保障されるべき権利として、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と明記され、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と記述されているのです。中でも深刻なのは、放射性物質を含んだ食物が、全国に流通していることです。原則的な考え方、根本的な方法で、食物をとおしての被曝回避を図らねば、全住民が深刻な被曝を受け続けることとなります。子どもの「安全な環境で成長し教育を受ける権利」は侵され続けます。子どもと被曝弱者を守る少なくとも、法定の年間1mSv以上の放射能汚染が高い地域に在住する子どもを、即刻集団疎開させる。乳幼児、妊産婦、病人等の被曝弱者を即刻安全地域に移すこと。全ての保育園、幼稚園、学校の給食食材の安全を確保するために、産地を選び、きめ細かく精度の高い放射能測定を行う。・安全な食品確保と汚染の無い食糧大増産住民に放射能汚染の無い食糧を提供すること。「健康を維持できる限度値」(現在の限度値の100分の1程度)を設定して限度値以上の汚染食品は市場に出さない。東電、政府の責任で生産者にも消費者にも生活保障と健康保障を行う。これからずっと続く食糧汚染を避けるために、休耕地を利用するなどして、非汚染地域で食糧大増産を行う。高汚染地の生産者には移住して生産の担い手になる権利を保障する。水産物の汚染も非常に危険な状態に入っている。全ての漁港・市場に放射線計測器を設置し、汚染されたものが流通しない体制をつくる。漁業者には補償を行う。」子どもと食品関連部分のみ引用しました。以上のような、放射能汚染への厳しい基準作

りと食品供給体制が急がれる中での、消費者庁の主に乳幼児用飲食製品への表示ルール作りについて。○食品に含まれる放射性物質の新たな基準案が22日、厚生労働省の審議会です承された。「一般食品」は1キロ当たり100ベクレル、「乳児用食品」と「牛乳」は50ベクレル、「飲料水」は10ベクレル。新基準は原則、来年4月1日から適用される予定だ。○食品の放射性セシウムによる内部被曝（ひばく）の許容線量については、厚生労働省が現行の年間5ミリシーベルトから1ミリシーベルトへ5倍厳しくする方向で検討している。文科省が今回給食の目安を決めたのは、この基準見直しを見越した措置だ。以上報道からの抜粋です。新基準の根拠をみると、セシウムの「食品による内部被ばく許容線量」を1ミリとしています。しかし、元々の国際ルールである、法定年間許容限度値1ミリとは、外部被ばくや空間に浮遊する放射性核種の呼吸による摂取など、全ての合算線量で1ミリであるはずです。新基準ではプラスαの呼吸や、去年の事故直後に東日本全域で大変なフォールアウトを殆どの人が浴びている事を考慮すれば、既に安全とは言えない値と考えます。予防原則に立ち、過去取り入れている値や現在住む場所の空間線量の違い等、日弁連や内部被ばく研の提言のように、細かい見知が必要です。全品検査できるGE検出器の完備と検査、表示へのシステムを整備。全国でGE検査器が261台と少ないことが問題、時間もかかるため検査できずに流通してしまい、被害が拡散する事象が多く見られています。これまで市民放射能測定所により、検出が見つけられています。これは消費者の自主検査であって、本来は売る側生産する側流通する側、生産者の暮らしと仕事を補償させる制度設計から、国が立ち遅れているのが日々成長する子どもたちの健康にとって、最も重大な問題です。立ち上がる親の熱意、子どもへの愛情に、国や原因企業東電は依存している状態で食品チェックをしているのです。ある意味体制作りができるまでの緊急措置で自助努力をしていると思われ、いつまでもこの無償のボランティア活動に依存し続ける事は、政策的に未熟、非生命的、先に挙げた憲法や児童憲章等にも触れてきます。急ぎ整備して欲しい問題が山積していますが、このパブコメに関しては、乳、乳製品関連事業者と共に、まず生産者が原料となる産物を発送するところから、流通、加工、製品となって小売店、マーケットへ出回る一連の流れの、なるべく早い段階で全品が測定できる機構を作る様お願いします。拡散してからでは手遅れ…となった事例を繰り返さないためにも、今後長く続く土壌汚染や海洋汚染と食品管理ですので、GE放射能検査器は必要です。個別の「ベクレル表示・検出限度値表示」に近づける努力をお願いします。一桁ベクレルまで、検出限界値は乳幼児向けに限っては1ミリ以下まで、検出できる精度を可能な限り追求されるようお願いいたします。そうして国民が被ばくを受忍するのではなく、消費者の当然の権利として安全安心を選択する健康な国民、健康に成長する子どものための生命性を基盤にした政策を興していくことは、長期的に見れば国力を内から養います。非生命的な忍従のルールと暗黙の被ばく（高線量の産地で販売できないような産物のために労働を強いるなどは、大変問題で、早急に移住してクリーンな土地で健康的な労働を確保したい）棄民と認識

されてしまう状態は、国際的にも国内的にも放射能に負けて崩壊の図です。パニックや混乱を避けて情報を開示しない、といった判断は国民を矮小化しています。対等、平等な情報共有は基本です。内部被ばくの事実を理解し、最善の策のために議論し、合意形成をして社会運営をするのが民主主義です。「いのち」は、生まれながらに個有の尊重されるべき意味と価値をもつ、それを信頼することでのびのびと内から自ずと成長するものと思います。次代を担う子どもたちも、尊重され愛情に満ちた社会で、健全に成長してもらいたい、そのためには、まず個有性の保護とその存続すら保証できないような、放射線内部被ばくの真実を学び知らしめ、共に防護対策の努力を急がねばなりません。恐らくチェルノブイリの被ばくデータの最新 20 年後の報告から知る事ができますが、30 代～40 歳前後まで十分に、10 年後 20 年後の癌白血病他様々な免疫不全による機能障害等が起きる範疇に入ります。＜乳幼児＞の飲食についての意見ではありますが、＜胎児から 40 歳前後＞妊婦もこれから子どもを妊娠するだろう若い世代もすべてカバーする規制基準と表示ルールになり得ます。若い人たちがベクレル値の少ない食品を選びながら、年間 1 ミリを越えない暮らし、越えたらクリーンな土地へ保養に行ってデトックスできるような健康保健制度も欲しいと思います。今後いろいろな省庁が横に繋がり合議して日本の近未来を今までと変わらぬ健康健全目指しフル回転して頂きたく、よろしくお願ひします。※ドイツ紙：放射線被曝に詳しいジーデントプフ医学博士インタビュー

http://www.windfarm.co.jp/blog/blog_kaze/post-8550 傷ついた細胞被曝が直接引き起こす健康被害にはまた、身体又は精神に障害を持つ子供の増加があります。女性の卵巣は胎児の状態ですでに形成されることをよく知っておかなければなりません。そして細胞の多くは約 8 百万個の卵胞に発達します。母体が受けている傷はすべてこうした細胞に伝達されます。胎盤という保護膜がありますが、よりによって放射性物質はこの部分に凝縮しやすいのです。傷ついた卵子は修復されることができません。誕生時に 1~2 百万個が傷ついていることとなります。思春期では約 40 万個がまだ残っています。依然傷ついたままの卵子を持った母体が妊娠すると、それに応じた障害が引き起こされるのです。もう一つ知っておかなければならない大事なことがあります。こうした遺伝子の障害や癌と言った症状の原因はすべて低線量被曝だということです。これはリキダートア達を襲った被曝症状とは別物なのです。そして責任者達はこのことを頑なに認めようとしていません。身体に取り込まれた人工放射性物質が内臓器官を傷つけるのは、波長の短い放射線を発するためです。放射性物質が細胞を傷つけた場合起こりえる現象は四通りあります：1) 細胞は死亡する 2) 細胞の機能が障害を受ける 3) 細胞は劣化し癌に変わっていく 4) 細胞は修復される 4) が可能なのは成長した細胞だけです。胎児には修復機能は全く備わっていませんし、子供の細胞も修復はできません。子供の細胞は成長と分裂を行うように出来ているだけで、修復機能は徐々に取得されていくものなのです。そのため、子供達はひとときわ被曝の脅威にさらされています。福島の妊婦と子供達が即座に避難させられなければいけなかったのもそのためなのです！ (注：表示関係に

ついては再掲)

- 乳児用食品、牛乳について、100 ベクレルの基準値はひどすぎる。
- 子を持つ親です。国には本当にかっかりさせられております。今の国の基準値すべて、「危険だからやめて下さい」とお願いいたします。基準が見直されなければ、国産のものはもう怖くて買えません。今でも暫定基準値が1年も暫定のままで首をかしげます。やっと基準値を見なおしてくれると思ったら100ベクレルと言ったり。もう500ベクレルかそれ以上のレベルの食べ物しか日本には無いように感じます。親である私は、騙されて食べてもいいです。せめて乳幼児や妊婦さんには、もっと厳しい基準をお願いいたします。チェルノブイリで母親がお産し、ヒトガタでない胎児が産まれることが多くあります。せめて、ベラルーシと同じ37ベクレルにして頂けないでしょうか。今の日本は絶望のニュースしか入ってきません。
- 1回につき、50bqだから安心、100bqだから安心、というのは間違いだと思います。放射性物質は積算ということですので10だろうが50だろうが、排出されるまで溜まります。その間ずーっと、被曝させられ続けます。ので、0ベクレルを目指して欲しいのが本音です。子どもは細胞分裂が活発で、放射線の影響を受けやすいので尚更です。低線量は影響がないのではなく、わからない、のです。子どもを守るご協力を、よろしくお願い致します。
- 乳幼児のベクレル基準値を事故前の基準値にしてください。
- この度食品の新規制値ができ、以前より下がるという事で、国民として良いことだと感じておりました。しかし、文部科学省から乳幼児食品や牛乳の規制値について異論があるようです。この2つの規制値について、厳しすぎるとのこと。「こどもへの配慮は十分になされているから、ここまで厳しい規制値にしなくてよい」という意見に国民として本当にひどい国だと思いました。子供への十分な配慮とはどんな事をしてくれたのでしょうか？日本は子供を放射能から特段守る何をしてくれているのですか？事実うちの子供は給食で規制値をはるかに超えた牛肉を何回も食べさせられ、福島の友人の子供たちは高い放射線を体に受けています。「この乳幼児食品や牛乳の規制値を高すぎる」「福島の農家が心配だ」という意見は、国が沢山の農家の保証が出来るか心配だということでしょう。国民は皆わかっています。東北の農家を食べて応援という国の言葉の裏に隠れているエゴを。規制値を下げることによる保証の大変さを、国は乳幼児や子供たちに体で保障させる事を選ぶのでしょうか？これから日本の未来を担い支える子供たちにこのような対応をする事に反対です。一番影響を受けやすい乳幼児や子供達には、極力低い規制値が良いのです。検査の体制も完全でなく、99%が検査されず市場に出てゆくののです。汚染牛のように想定外の汚染もあります。規制値を超えたものは市場に出ているのです。そのようなリスクも考慮し、少しでも普通の食材は汚染の少ないものにするべきです。少しでも子供たちを汚染食品から守ろうという行動が、原発事故を起こした政治家、東京電力、大人の責任ではないのでしょうか？乳幼児食品や牛乳の新規制値をゆる

めるならば、福島農家の心配ならば、国会議員や日本全国の市区役所などの国の施設の食堂を、全て福島産の農産物や食品にしたらいかがでしょうか？又、福島産農産物の定期購入を全ての議員や東京電力の方々が毎月されたらいかがですか？まず大人が体で責任を取った後で、最後が子供ですよ？先に文句の言えない生まれたばかりの赤ちゃんや子供に責任を取らせるなんて、なんてひどい国なのかと思います。乳幼児食品、牛乳の新規制値を緩めることに断固反対です！子供たちの給食の規制値も低い数値でしっかり作って頂きたいです。選べない文句を言えない子供たち、日本の未来を守ってください。

○基準値の緩和に反対いたします。理由は以下の通りです。1.チェルノブイリ原発事故に関する研究で、低線量被爆でも危険とのデータが示されています。逆に、低線量でも安全という現日本政府の立場には明確な根拠、研究データがありません。2. 厳格な基準値は復興や産業の妨げになるとの意見がありますが、逆に、安全と断定できない食品・商品の流通は、下記のような悪影響を及ぼすと考えられます。1)安全でない食品・商品を国民は買わないように努めるので、そういった品々は生産する意义がありません。2)安全な食品・商品を得る為に、国民は多大な対価、時間を費やすので、その他の経済活動に費やすお金、時間が減少し、経済が収縮します。3)前述のような生活のなかで、国民は精神的ストレスを強いられるため、健全な生活が阻害されます。4)低線量被爆による体調不良が徐々に国民に蔓延し、医療費が増大、日本の財政が圧迫されます。5)低線量被爆を受けた現世代から生まれる子どもたちにも苦しみを与える可能性があります。6)福島原発からはいまだに放射性物質が拡散し続けているうえ、汚染瓦礫の処理も今後の課題です。また、その他の原発も存在する限り、新たな放射能事故が起こらないとも限りません。それはつまり、今後も国民が新たに被曝する危険性が常につきまとうということです。そうした状況では、いくら低線量といえども、被曝は出来る限り避けることが賢明です。7) 国際的にみても、日本の基準値は現在でさえ甘いと言われていています。そうした基準で生産されたものが海外で受け入れられるでしょうか。国際的な水準に合わせなければ、輸出産業にも悪影響を与えるでしょう。以上のことから、基準値を緩和することは目先の利益は守れるかもしれませんが、根本的な問題の解決にはならないと考えます。よって、現在政府が行うべきことは、あくまでも厳格な基準値を維持することです。

○暫定規制値が見直されてよかったと思います。さらに厳しくなることを望みます。

○乳幼児の基準値は厳しければ厳しいほどいいと思います。なぜなら、基準値を甘くすればするほど、みんな怖くなって外国製品を買うようになり、余計日本の食品が売れなくなると思います。私なら、外国製のオーガニック製品などを買います。

○文部科学省では、乳児用食品と牛乳について、1キロあたり50ベクレルを100ベクレルに緩めてもよいとする答申案を作成されたことに関しメールを送らせていただきます。新基準値案は農漁業生産者に厳しすぎという意見もあるようですが、それより乳幼児の未来を重く見て欲しいと思います。もし新基準値案が被災地の復興にも影響を与え

るというのであれば、それは保護すべきこととは思いますが、それと乳幼児の未来を交換しないでください。その二つは別の問題として取り組み、対策を立てて解決していくことを希望します。

○乳幼児の食品や表示基準についてですが、私は現在妊娠中で、乳幼児います。今は食品の放射能汚染について、かなり深刻に考えています。この子達には1ベクレルでも食べさせたくないというのが本音です。ドイツの放射線防御協会は子どもたちには4ベクレル以下という提言を出していました。それを見てしまうと、日本の基準は今言われている数値に下げられたとしても、決して安心して食べさせる事はできません。妊娠が分かった今、自分の食材についても相当神経を使っています。前代未聞な事故が起こった今、どうして今の基準で安心だという事が言えるのか理解できません。子どもたちの少子化を心配するのであれば、妊娠可能な女性から妊婦、乳幼児、子どもに至るまで、放射能フリーにするくらいの覚悟を示していただきたいです。農業、流通の事を考えると、あまりに広範囲の放射能汚染であることから、かなり難しい問題であることは解りますが、農業、流通が守れたとしても、子どもたちが守れなければ何の意味もありません。この先個人差はあるとはいえ、病气もちの子どもたちが増えていけば、日本が破たんして行くだけです。かなり偏った意見かもしれませんが、真剣に心配しています。妊婦子どもには、放射能が入っていない食べ物を！(検出限界1ベクレル以下。)(注：表示関係については再掲)

○乳幼児の食品基準を1ベクレルにして下さい!!全ての食品基準を1ベクレルにして下さい!!基準を見直すだけでなく、もっとしっかり検査して下さい!基準を下げて、検査がザルなら何の意味もありません。検査機械を増やし、安心して過ごせる基準と検査をして下さい!

○放射性セシウムの乳幼児の新基準の値もまだまだ高い。更に低く設定をしておすべき。理由：福島第一原発の事故後、国民は暫定基準値を1年間のあいだ強制されましたので、体内に蓄積している放射性セシウムを考えると、新基準でも値は高いので更に低く設定すべきです。また、文科省は放射性セシウムの新基準が低い、乳幼児は一般大人と同等基準でよい、とおっしゃっているようですが、遺憾です。消費者庁は文科省に屈せず、乳幼児の新基準の更に低く設定するよう努力をするべきです。今の乳幼児、これから産まれてくる乳幼児、それに大人も産まれた時は誰もが乳幼児でした。その大人たちは責任をキチンと果たすべきです。

○乳幼児には0ベクレルの食品にしませんか。何故、放射能物質を食べさせることが前提なのでしょうか？

○今回は食品の表示基準についての意見募集ですが、そもそも食品に対する放射性物質の量の基準が全くおかしい。<http://sorakuma.com/2011/10/08/4585> 上記ブログにある通り、少量であっても、毎日の食事で摂取すれば、必ず体内に蓄積します。チェルノブイリの事例では、子供であれば体内に蓄積した放射性物質が11 Bq/kg 程度を超えると、健

康被害が出たと明らかになっています。仮に子供の体重が 20kg であれば、総量は 220 Bq と計算されます。もし、ここで食事に含まれる放射性物質の濃度が 20 Bq/kg で、食べたうちの半分が体内に吸収されると仮定すると、1日の食事の量が仮に 1kg であれば、毎日 $20 \text{ Bq/kg} \times 1\text{kg} \times 0.5 = 10 \text{ Bq}$ が体内に蓄積します。このペースが一定だとすれば、 $220 \text{ Bq} \div 10 \text{ Bq} = 22$ 日となります。つまり、現在の乳児用の新基準である 50 Bq/kg 或いは 100 Bq/kg などというのは、幼児にとっては危険極まりない水準と考えられます。従って、幼児用の食品についての表示を変えるかどうかというのは枝葉末節であり、そもそも食品に含まれる放射性物質の濃度は、せめて 5 Bq/kg に設定すべきです。

- 乳児基準は 1 ベクレル以下でお願いします。何の罪もない赤ちゃんにどうして放射性物質を食べさせるのですか。同じ理由で幼児も同様です。乳児基準だけでなく乳幼児とするべきではないでしょうか。乳幼児のみならず、給食基準、妊婦基準など必要だと思います。放射性物質の検査も徹底されておらず市販されているものも暫定基準すら越えるものが流通しています。検査の徹底をお願いします。利権ばかり追求して乳児基準すらあげようとしている文科省の審議会のようにならないで下さい。国民、特に子ども達を守って下さい。お願いします。
- 乳児用食品に対する基準値は、50 ベクレルでも高すぎると思います。内部被曝に関しては、専門家でも意見が分かれており、健康影響は分からないとされています。であれば 1 Bq でも少ないほうがよいはずですが、年 1 ミリシーベルトは成人に対する基準であり、乳児子供に関してはもっとずっと低い値が採用されるべきだと思います。消費者庁および厚生労働省は、乳児の口に汚染物質を極力入れないように、基準と検査を厳格化し、食品のベクレル値表示を義務付け、数値・産地等の偽装のないよう食品会社を監督していただきたいです。子供を守らずして日本の未来や復興はありえません。どうか 子供達を守ってください。
- 一般食品でも乳児の喫食頻度が高い加工食品には使用実態に合わせた区分や表示を今後、作ることはあるのか。(注：表示関係については再掲)
- 「年間被ばく限度の 1 ミリシーベルト以内に収まる」という考えで、食品の被曝限量をきめるのはおかしいです。外部被曝、内部被曝合わせて（自然被曝は省く）1 ミリシーベルトにすべきですよね。なぜ、その話をすりかえてしまうのでしょうか。

〈回答〉

今回のパブリックコメントは乳児用食品の表示基準についての御意見を伺うものです。放射性物質の基準値や検査体制等に関する御意見については、厚生労働省等の関係省庁にもお伝えいたします。

〈生産・流通規制、賠償、補償に関する御意見〉

- 一番良いのは、関東・東北・北海道東部での生産の全面禁止だと思います。その為には住民を西日本に移住させるべきです。

- 未検出のみ子供には与えるべき。特に粉ミルク・牛乳はまず最初に基準値を、未検出のみを出荷にすぐ変えて欲しい。直ちに影響はない、というけど、健康はお金では買えない。
- なぜ海外から子供用の安全な物を輸入しないのですか？「ポーランドは国内での牛乳を禁止して、すべて輸入粉ミルクに変えたため甲状腺癌の増加がなかった」と書かれています。
- 乳児用食品については、規制値並びに対象食品への義務表示という手法ではなかなか母親の不安感を払拭することは難しいと思われるので、国が責任をもって放射性物質汚染農産物（食品）が原料として製造事業者に供給されないような仕組みを構築すべきではないか。
- 出荷出来なくなる生産者には、シッカリとした賠償をする仕組みが必要です。
- 全量検査が不可能である以上、設定した基準値を上回るおそれのある地域での生産自体を規制し、それに対する十分な補償を行うことが必要です。

〈回答〉

今回のパブリックコメントは乳児用食品の表示基準についての御意見を伺うものです。

生産や流通の規制に関する御意見や、賠償、補償等に関する御意見については、関係省庁にもお伝えいたします。

〈放射性物質の規制に関するその他の御意見〉

- 「食品の調理・加工による放射性核種の除去率」の概説 1-1 に牛乳の放射性核種の 100% 除去方法も書かれています。それにもかかわらず牛乳業界ではいっさいこういった方法がとられず、汚染した物を流通させているなんて信じられません。国で補助金だして、安全性を確保するように指導したらどうなんですか？
- メーカーには、原料製法などを工夫して、ベクレルを目指すよう指導してください。文科省審議会のように農業や経済が成り立たないなどの理由でずるずると緩めることを望むような業者は許さないでください。どんなに経済が良くなってもそれをよこべる未来に健康な人たちがいなければ意味がないのですから。それが今の子どもたちです。よろしくお願いします。（注：表示関係については再掲）
- 密封保存容器を推奨して下さい。
- 一般の焼却場に設置されているバグフィルターでは、焼却の際に出るガス化した放射性物質は防げないのに、被災地の瓦礫を広域処理するなんて、汚染を全国に拡散するだけです。全国で汚染した食べ物を排出して、汚染を広げたり、瓦礫を広域処理して汚染を広げたり、政府は日本人を全滅させるのが目的なのですか？

〈回答〉

今回のパブリックコメントは乳児用食品の表示基準についての御意見を伺うものです。

放射性物質の規制に関するこれらの御意見については関係省庁にもお伝えいたします。

〈国の情報提供に関する御意見〉

- 現在の暫定規制値に適合する食品については、安全は確保されているとして消費者に対して啓発がなされているものの、暫定規制値を下回っているにもかかわらず、わずかな放射性物質が検出されたという理由で、該当する食品の販売を中止したり摂取そのものを控える動きがある。これは、風評被害を助長する点からも問題があると考え。については、放射性物質に関する正確な情報の普及について、関係省庁の足並みをそろえた、より一層の取り組みをお願いしたい。
- これまで暫定規制値に基づいた食品の安全性確保について国民に対する啓発が行われてきたはずであるが暫定規制値を下回った数値にもかかわらず、放射性物質が機器の検出限界を超えたとして、該当する食品の販売中止や、摂取を控える動きがあった。このことは風評被害の拡大、食に対する不安を助長することにつながるものではないかと考える。今般、食の安全と一層の安心を確保するため、明確な根拠に基づき厳しい基準値が設定されるものと理解しており、新たな基準値による管理下においては、このような問題の発生がないよう、正確で理解しやすく納得できる説明と情報の普及を関係省庁で足並みを揃え広く消費者に浸透するよう推進をお願いしたい。行政が広く消費者に公開する放射性物質の検査結果において、新たな規定値と比べても低いレベルの検査数値が掲載されており、その数値の大小がソーシャルメディア等で取り上げられたり消費者からの質問として多数寄せられる状況にある。これらのことは、現在の暫定規制値や新設される基準値の安全性に対する間違った知識の定着を助長するものと考えられる。放射性物質の検査結果の公開においては、対象物の検査結果について基準内か否かを適切に表現することとし、機器の精度である検出限界の表現が基準ととらえられて誤った理解や、その数値の大小が優良誤認につながるようなことがないよう指導・監督をお願いしたい。
- 乳児を育てるものに、不要な混乱をもたらさないよう、適切な情報提供が必要である。今回の表示が行われることによって、乳児を育てる者が、乳児には表示のある食品しか与えられないと考えて混乱したりすることのないよう、規制値の考え方を含め、わかりやすく情報提供する必要がある。
- 食品と放射能 Q&A において、危険な実態を公表し、注意喚起をうながしてください。

〈回答〉

消費者庁では、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等の関係省庁をはじめ、地方自治体や公益法人等と連携しつつ、消費者の目線で消費者への分かりやすい情報提供に努めています。

このうち、最近の取組では、食品中の放射性物質の新しい基準値について、図や表を用いて分かりやすく解説したチラシを、施行前の3月15日から消費者庁のホームページで情報提供しており、今後、配布も行う予定です。

また、食品・水道水の検査結果や、出荷・摂取制限の範囲など、正確な情報を消費者庁のホームページで発信しているほか、放射性物質や、食品等の安全の問題を分かりやすく

説明する冊子「食品と放射能Q&A」を作成し、適宜新しい情報に改訂しつつ（現在第5版）ホームページで公表、配布する取組みも行っています。

このほか、平成23年度は、食品と放射能に関するリスクコミュニケーションとして、シンポジウム等を全国45か所で実施しました。

引き続き、平成24年度も、一層、分かりやすい情報提供やリスクコミュニケーションの強化に努めてまいります。

〈乳児用食品の規格基準に関する御意見〉

○ベビーフード協議会が運用している自主基準を満たしていない商品にも「ベビー向け」として販売している商品が市場に流通されております。国として放射性物質の規格のみを決めるのではなく、添加物の使用基準や月齢毎の固さ等、乳幼児食品の規格基準全体をしっかりと決める時期ではないかと考えます。（現在ベビーフード協議会参加は6社のみ）

〈回答〉

今回のパブリックコメントは乳児用食品の表示基準についての御意見を伺うものです。乳幼児食品の規格基準に関する御意見については厚生労働省にもお伝えいたします。